



Title	第一部 通史 . 第二編 北海道大学の拡充 (一九六九~一九八八年) . 第四章 教養部改革
Citation	北大百二十五年史, 通説編, 153-164
Issue Date	2003-12-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/28150">http://hdl.handle.net/2115/28150</a>
Type	bulletin (article)
File Information	2(4)_153.pdf



[Instructions for use](#)

め、記者クラブへ即座に連絡し、受験者の便宜を考慮した。また、第二次試験では身体障害者向けの特別措置として入試問題の拡大文字版を作成するなどの工夫がなされ、合格者数も分離・分割方式の影響を慎重に配慮して決定された。八九年度第二次試験合格者二六九九名は、現役生一一一四名（男子八六一名、女子二五三名）、浪人生一五八〇名（男子一三五四名、女子二二六名）、大学入学資格検定合格者五名（男子五名）であった。

## 第四章 教養部改革

教養部の前史は一九四九年八月一日に発足した「教養学科」から始まる。それは翌五〇年四月十二日に「一般教養科」と改称された。ついでそれは翌五一年四月一日に「一般教養部」と改称され、五七年七月十七日には「教養部」と改称された。新制大学の一般教養課程の教育組織である教養部は教養学科の発足以来、改革を繰り返してきた。そして九五年三月三十一日を以て、教養部は廃止された。四六年余りに及ぶ教養部の歩みはつねに改革の連続であった。

教養部の一九七八年までの歴史は『北海道大学教養部三十年史』（以下、『三十年史』と略）に、またその概略が『北大百年史』部局史（以下、『百年史』と略）に記述されている。そのため、本章では七〇年代末から始めて、九一年の迫り来る一般教育の見直しまでを取り上げる。

## 第一節 教養課程の見直し

### 一 北大方式の見直し

新制大学に設置された教養部は、一九六三年以降に他の大学で官制化が相次いだだが、北海道大学では教養部を官制化せず、学内措置による部局に留めるという方途を選択した。北海道大学ではなぜ教養部が官制化された独立の部局にならなかったのか、その理由を示す文書や議論の記録は遺憾ながら残されていないので、明らかではない。北海道大学では、教養部を官制化された独立の部局にしない代わりに、教養部を全学部で支援するという、全学支援体制<sup>1)</sup>、あるいは教養課程の教育に全学部が責任を持つという、全学責任体制<sup>2)</sup>の方式を採ることになった。これは「全学の責任と参加の下に、全学の総力を結集して一般教育の充実、発展を期そうとする」(『三十年史』二二三ページ)方式、いわゆる「北大方式」であり、全国でも北海道大学だけの独自の教育体制であった。

一九六八年から数年間にわたって全国に及んだ大学紛争は、大学教育のあり方をめぐって、大学の改革論議を呼び起こした。七〇年二月二十六日に評議会のワーキンググループとして発足した北海道大学改革調査専門委員会<sup>3)</sup>は北海道大学が直面する諸問題について調査し、その報告書『北海道大学改革調査報告』を作成し、同年九月十六日に公表した。全四部からなる報告書の第二部は「教養課程」に充てられている。そこには教養課程の「改革は、研究と教育の一体化と全学責任体制を建前とする北大方式から出発すべきである」(『百年史』一二五ページ)と述べられている。すなわち、直面する諸問題を調査して到達した結論は北大方式の再確認であった。

この北海道大学改革調査専門委員会の報告を受けて、一九七〇年十一月十八日に「北海道大学改革検討委員会」が発足し、五つの専門委員会のうち、教養課程に関する委員会は「第二一専門委員会」と呼ばれた。この教養課程の専門委員会では一八名の委員が一年半をかけて報告書『北海道大学改革検討報告(教養課程に関すること)』

をまとめ、七二年六月十七日に公表した。そこには「現行の北大方式は、(中略)教養課程の教育組織としては必ずしも適当ではない点が数々指摘され、これに代わる方式が模索された」(『三十年史』二四〇ページ)という注目すべき提言が述べられている。つまり四九年の教養学科発足以来、二三年続いた北大方式を、ここに見直すべきだ、というのである。

また、そこでは教官組織について三案が併記されて提案されている。第一案は「官制化独立案」、すなわち教養部の独立官制化である。第二案は「学部帰属案」、第三案は「学部分属案」で、いずれも従来の教養部を解体して、教養課程担当教官を研究上の必要に応じ、いずれかの部局に所属させ、教育上の必要に応じて各学部の教養課程を担当する、というものである。この提案は「北大方式は完全に否定されたといわなくてはならない」(『三十年史』二四一ページ)、あるいは「これら三案に共通していえることは、いずれもはや『北大方式』を支持していないということである」(『百年史』二二七ページ)と理解されている。

それにも拘らず、五つの専門委員会の親委員会である改革検討委員会が最終報告書をまとめて、一九七三年十月十七日に公表した『北海道大学改革検討委員会報告(報告提出にあたって)』では、北大方式の見直し案も、教養部の独立官制化案も、教養部を解体して教養課程担当教官をいずれかの部局に帰属もしくは分属させるという案も、提言されることはなかった。こうして教養課程の見直しをめぐる全学的な論議は、大学紛争のくすぶる余燼の終焉とともに終息し、北大方式は従来のまま温存された。

## 二 教養課程の改革

上記の改革検討委員会の内部の第二一専門委員会は今後の改革の検討のために、「一般教育特別委員会」の設置を提言していた。これを受けて同委員会が一九七四年三月十六日に発足した。同委員会はほぼ二年間にわたる議

論を経て、七六年六月十六日に報告書『北海道大学教養課程の改革について 一般教育の検討と新機構の設置（附）教養課程カリキュラム案』を公表した。

そこには、「一般教育の充実と教養課程の責任体制の確立のために、研究組織を有する独立機構を本学に設置することが必要である……設置されるべき独立機構の形態について……現行教養部を専門課程を有する『教養学部』として改組することが最も妥当な方策である」（『三十年史』二四五ページ）と高らかに新機構の創設が具体的に提案されている。専門課程を有する教養学部という独立機構の形態は東京大学の教養学部を念頭に置いた発想であろう。しかしながら、この新機構の創設構想もまたその後、全学的に議論されることなく潰えた。

注目されるのはそこに、「四年間の大学教育において、専門課程担当教官と教養課程担当教官の間に、研究・教育に対する責任と努力になんらの軽重の差があるべきではない。したがって、設置されるべき独立機構に所属する教官には、当然、専門課程担当教官と同等の研究条件が保証されなければならない。」（『三十年史』二四五～二四六ページ）と提言されたことである。教養課程担当教官、つまり「教養部教官」の負担が専門課程担当教官、つまり「学部教官」に比して大きい、という指摘はつとに知られていた。上記の報告書が公表された一九七六年現在の全学教官数は一八七二名で、うち教養部教官は一七〇名であるから、約九%にあたる。一方、教養部の在籍学生数は四六六四名で、これは全学の大学院生を含めた学生数の四六%弱にあたる。したがって九%の教官が四六%の学生を担当していることになる（『三十年史』一～五ページ、『百年史』六九～七三ページ）。この実状を改革せずに「軽重の差があるべきではない」とか、「専門課程担当教官と同等の研究条件が保証されなければならない」と謳ったところで虚しい。

そこで上記の報告書では、新機構に研究上の組織として「研究系」（人文科学・社会科学・言語文化・基礎科学・数理科学・体育科学の六研究系）の設置が提言され、その研究系の形態として中規模の講座制が提案されている。

この研究系設置構想は形を変えてではあったが、五年後の一九八一年四月に、教養課程の語学教育担当教官が文学部の所属から独立して、新たな部局である「言語文化部」を発足させ、また文学部所属の教養課程担当教官の一部によって「基礎文化論」、理学部所属の教養課程担当教官の一部によって「理論物理学」の大講座が発足した。この年、教養部はここによく改革実現の第一歩を踏み出した。

## 第二節 教養部改革の検討

### 一 学科目の講座化

一九七〇年十一月に発足した北海道大学改革検討委員会は七二年六月に報告書を公表して解散したが、教養課程の改革は依然として緊急課題だった。七七年三月十六日に今村成和学長を室長として「北海道大学教養課程改革調査室」が発足し、同調査室は教養課程改革案を作成して、七九年十二月十日に報告書『教養課程に関する組織の改革について』を完成させた。その第三章は「学科目の講座化」に充てられ、そこには、従来置かれていた学科目は廃止し、「基礎講座」に改組すること、「基礎講座」に所属する教官が大学院を制度上担当しうるようはかる、という方針が示されている（『北海道大学教養課程協議会資料集』、以下、『協議会資料集』と略称する、第一一〇号、四四ページ）。これは「一般教育の充実をはかるために、これらの教育を担当する教官の研究条件を確保する必要がある。それには、これらの教官は、その研究分野に関連する学部のうち設けられる講座制の研究組織（いわゆる「基礎講座」）に所属させるのが適当である。」（『協議会資料集』第一一〇号、四四ページ）という趣旨に基づいていた。

これにより、上述の一九八一年四月の基礎文化論講座と理論物理学講座の発足に続いて、文学部・教育学部・理

学部・工学部に所属する教養課程担当教官の新たな研究組織への所属換え、つまり講座化が逐次、進められた。すなわち、八二年には実験物理学講座（理学部）、八五年には環境化学講座（理学部）、八六年には総合文化論講座（文学部）、八七年には応用数理学講座（理学部）、八八年には人間行動学講座（文学部）、八九年には細胞生物学講座（理学部）、九〇年には健康体育科学講座（教育学部）、九一年には情報図形科学講座（工学部）が発足した。また残りの教養課程担当教官のうち、経済学部の教官は九〇年四月に同学部の講座に加わり、また最後まで学科目に残されていた法学部と理学部の一部の教官も九一年度末を以て当該学部の講座に所属換えとなった。ここに一年を要して学科目の講座化が完了した。もはや九二年度の『北海道大学職員録』からは、それまで「一般教育等」という範疇に分類されて、当該学部の専門課程の講座の一覧の末尾に掲載されていた教養課程担当教官の一覧が、すべて消えた。北海道大学教養部の発足当初から、教養課程の教育は北大方式という全学支援方式によって運営されていたので、教養部に所属する教官はいなかった。そしてここに教養課程担当教官も名目上、いなくなつた。

それは教養部改革、あるいは教養課程改革の大きな成果であつた。学科目が講座化されて、そこに所属することになつた教官は、名目的に専門課程担当教官と同列になつた。また研究面で予算が微増された。だが実態は、依然として、それまでの教養課程担当教官であつた教官が主として教養課程の教育に従事することに変わりはなかつた。

## 二 言語文化部の創設

一九七六年六月十六日に公表された上記の報告書『北海道大学教養課程の改革について』において、上述のように「研究系」設置構想が提案され、言語文化部が創設された。北海道大学言語文化部設置準備委員会要項の第二条には、「委員会は、本学における教養課程改革の一環として、外国語及び言語文化に関する教育・研究を行うための組織として言語文化部を設置するため、その準備に関する重要事項を審議することを目的とする」（『北大時報』第

三三三三号)とある。ここに明確に「教養課程改革の一環として」、「言語文化部」を設置することが示されている。こうして言語文化部は八一年四月に発足し、三力年を要して外国語教育担当教官の文学部から言語文化部への所属換えが完了した。

### 三 「教養砂漠」

教養課程の二年間が学生にとって充実した期間ではなく、およそ無味乾燥であり、教養課程の授業はつまらないという評判はかなり以前からあった。この実態は誰言うともなく、「教養砂漠」と称されていた。大学紛争で最も校舎が荒らされたのは教養部の建物であったし、紛争を起こした学生たちに最後まで教室を占拠されていたのも教養部であった。紛争で荒れる学生たちに対して教養部の教官は最も手を焼いていた。大学紛争が鎮静化した後も、教養課程の二年間が「砂漠」だったことに変わりはなかったろう。

ただし、この「教養砂漠」という言葉は公式の文書には見出されない。元教養部長で教養部の法学担当教官であった數重夫教授は一九八五年八月二十一日の臨時教育審議会北海道地区公聴会における意見発表「教養課程三十六年の成果と課題 北海道大学の事例から」において、「教養砂漠」という言葉を用いて、「砂漠」とは、渴望が充足されないという意味ではなかったか。この実感は、残念ながら虚像といえず、それに相応の根拠を認めざるをえない。」『協議会資料集』第三三三号、六二丁六三ページ)と述べている。そこには教室の過密や、多人数一括の授業の結果、「ゆとり」や「うるおい」に欠けた教養課程の教育の実態が、学生の「砂漠」感の根底にある、と指摘されている。こうした実態がある以上、学生が受け止めているこの「教養砂漠」という「渴望が充足されない」教養課程の教育を改革することは急務だった。



#### 四 学生編成

教養課程の学生編成は一九四九年以来、文類・理類・水産類の三類であったが、五五年に理類乙として医学進学課程が設置され、六七年に歯学進学課程が設置されると三類二課程となった。七六年六月十六日に公表された上記の『北海道大学教養課程の改革について』において、この文類を文（人文学系）・文（社会科学系）の二群に、また理類を理（数物系）・理（物化系）・理（化生系）の三群に分けることが提案されている（『協議会資料集』第四号、三二ページ）。この提案は検討を経て、七九年入学生から、学生編成は文（文学部の哲学・史学・文学科と経済学部の一部）、文（文学部の行動科学科と教育学部・経済学部）、文（法学部と経済学部の一部）、理（物理数学系）、理（化学系）、理（生物系）、および従来の水産類を水産系と改称した七系と、従来の医学進学課程と歯学進学課程の、七系二課程制に変更された。学生数は文 系一三五名、文 系二一〇名、文 系二二〇名、理 系六〇二名、理 系三七二名、理 系二四一名、水産系二一五名、医学進学課程二二〇名、歯学進学課程八〇名、合計二一九五名である。この学生編成の細分化はまさに学生の勉学への「渴望」を「充足させ」、意欲を引き出すための改革であった。

#### 五 総合科目（講義）の開設

しばしば引用する一九七六年六月十六日に公表された『北海道大学教養課程の改革について』において、「総合的視点の養成をはかるため、単一の教科目に局限されない総合科目」を開設することが提案されていた（『協議会資料集』第四号、三一ページ）。これを受けて教養部に、「これを企画・立案する「総合科目委員会」が七八年十月三日に発足して、翌七九年から総合科目の講義が開講された。それらは「地域研究 アメリカ」、「地域研究 フランス」、「地域研究 北海道」、「東西文明の交流」、「変革期の文学」、「東洋思想」、「平和の学際的研究」、「科学と技

術の歩み」などというように、これまでの教養課程の講義にはなかったテーマと内容であり、またこの総合科目は総合講義とも呼ばれて、これらの講義には従来の教養課程担当教官を中心に、新たに専門課程担当教官もこれに参加して、数名以上の教官が講義を担当した。この点が総合講義の大きな特色であり、総合講義の開設は教養課程の改革の一環であると共に、改革の成果であった。

## 六 教養課程教育協議会

第一節に述べたように、教養課程の改革に向けて一九七〇年二月二十六日に北海道大学改革調査専門委員会が設置され、この委員会が作成した報告書は同年九月十六日に公表され、その第二部は教養課程の改革の提言に充てられていた。それ以来、教養課程の改革、あるいは教養部の改革に向けてさまざまな委員会や調査室が設置され、それらの委員会や調査室の報告書がその都度、公表されてきた。しかしながら、教養課程の改革、あるいは教養部の改革はなかなか進まなかった。その背景には教養課程担当教官すなわち教養部教官と、専門課程担当教官すなわち学部教官との間に、教養課程の教育は如何にあるべきかという理念と、現実の教養課程の講義の実施をめぐるさまざまな考え方の相違、講義の担当をめぐる労力の負担の受け止め方の相違があった。そのため、教養部と各学部の意思の疎通を図ることが必要だった。

一九八〇年四月一日に「北海道大学教養課程教育協議会」が発足した。この協議会規程の第二条には「協議会は、本学の教養課程における教育と専門課程における教育の系統的、かつ、有機的な連係を図るとともに、総合教育を充実させるために、教養部と各学部との間の連絡調整を行い、併せて全学的な協力態勢を実現することを目的とする。」とある（『協議会資料集』第一号、末尾）。この協議会は教養部長が議長を務めて、井上泰男教養部長のもとに同年五月二十日に第一回協議会を開催して以来、九二年十一月までの一三年間に、九四回に及ぶ協議会を開催し、

第五号に達する『協議会資料集』を発行した。この教養部と各学部の協力態勢の具現化の過程で、教養課程の改革に向けたさまざまな課題と問題が、各学部から教養部に寄せられ、また教養部から各学部に提起されて検討された。

### 第三節 教養部改革の実施

#### 一 教育課程の改訂

国立大学の入試制度の改革を契機として教養課程におけるカリキュラムが改訂され、一九七九年四月の入学生から新しいカリキュラムが適用された。しかしながら試行錯誤的に実施に移されて、多くの検討課題を抱えていたこのカリキュラムは「暫定カリキュラム」と呼ばれて、いずれ、本格的な再検討を必要としていた。また高校における新教育課程の編成に伴って、八五年には大学入試の改訂が予定されていた。上記の教養課程教育協議会は教養課程の改革の一環としてカリキュラムの改訂の検討をも任務としていた（『協議会資料集』第一号、一ページ）。

教養部と各学部の協議を経て、教養部教育課程が改訂され、一九八五年四月の入学生から新たなカリキュラムが適用された。そこでは専門課程の教育に先駆け、教養課程において、専門基礎の科目すなわち「基礎科目」を開講したいという多くの学部の要望が導入された。また新入生の学力水準の低下、学習意欲の低下を危惧して、新教育課程では一年生に少人数教育を施す「一般教育演習」の開設が導入された（『協議会資料集』第一六号、五、七ページ）。また教育課程の改訂に合わせて、初習外国語の履修と移行・進学要件が改訂された。すでに「暫定カリキュラム」が実施された七九年度からの入学生には、既習外国語（英語）および体育実技の履修について、第三期末までに修得することを義務づけていた。これを改訂して新たに、医学・歯学進学課程を除く各系の学生は第三期末ま

でに初習外国語六単位を修得していなければ、学部への移行は認めないこと、また全系・全課程において、第四期末までに初習外国語八単位を修得していなければ、学部への進学は認めないと定められた（『協議会資料集』第二五号、三三丁三四ページ）。

## 二 教養部将来計画委員会

教養課程の教育における教養部の施設設備の不十分さは、上述の「教養砂漠」という言葉にも表れていた。狭隘で、すし詰めの教室、受講生が五〇〇名を超える講堂での講義、建物の老朽化、演習室・実験室・教官研究室の絶対数の不足、これらは教養課程の教育にとって大きな障害となっていた。これを改善するために「教養部将来計画委員会」が一九八七年七月十四日に発足し、同委員会は「教養部の将来計画に関する検討報告」の基本構想を八九年四月十一日にまとめ、次いでその実施計画を翌年三月一日にまとめた（『協議会資料集』第四〇号、四八〜五〇ページ。第四七号、一〜七ページ。第五〇号、一〜四九ページ）。同委員会が二年半余りの歳月を要してまとめた教養部校舎の全面的な増改築を伴う計画案は、しかしながら、実現の陽の目を見ることなく、その前に教養部は、再び教養課程教育の見直しという現実には迫られた。

## 三 大学院重点化構想と一般教育

一九九〇年になると、現行の大学院の緊急に改善されるべき諸問題について、大学審議会等の答申、あるいは学術審議会等の提言を受けて、各学部では大学院の整備構想が議論され始めた。そこには併せて国立大学の法人化という話題も伴っていた。大学院の整備構想は大学院教育に教育の重点を置く、という大学院重点化構想であった。工学部ではこれに基づいて、教養課程を学部縦割りとして、かつ、これを一年課程とする改革案を、同年七月二十

四日開催の教養課程教育協議会に提示した(『協議会資料集』第五二号、一〇七七ページ)。引き続き、各学部の大  
学院整備構想との関連において、今後の教養部はどのようにあるべきか、という問題の議論が重ねられた(『協議  
会資料集』第五二号、一〇五〇ページ。第五三号、一〇六ページ)。しかしながら翌九一年三月二十六日に学部教  
育専門委員会は、「現行の系・課程制を廃止し、学部別学生編成とする」、「一般教育と専門教育の授業科目の区分  
を廃止する」ことを提言した(『協議会資料集』第五十号、三五〇三七ページ)。もはや一般教育の授業科目を、教  
養部で、教養課程という期間に固定して開講すべき必然性が失われようとしていた。教養課程がなくなれば、教養  
部の存在理由も失われることになる。教養部の存在はもはや風前の灯となった。教養部の発足以来、幾度にもわたっ  
て嘗々と積み上げられた教養部改革の検討と実施は大学院重点化の荒波の前にもろくも消散した。

## 第五章 国際交流の推進

### 第一節 外国人留学生受け入れ体制の整備

一九六〇年代まで、徐々に増加傾向を示していたとはいえ、外国人留学生(学部留学生及び研究留学生)の受け  
入れ数はあまり多くはなかった。六〇年代後半においても受け入れ数は年平均で九名に過ぎず、約一〇名内外で推  
移していた。ただ、六〇年代前半までほぼ半々であった学部留学生(出身国で一年以上の学校教育課程を終え、  
学部の教育課程を受ける者)と研究留学生(出身国で大学を卒業し、大学院などにおいて専門分野の研究に従事す